

川内原子力発電所
原子炉施設保安規定変更認可申請について
「組織改正に伴う変更」

(補足説明資料)

2023年5月31日
九州電力株式会社

川内原子力発電所原子炉施設保安規定の変更について

川内原子力発電所原子炉施設保安規定を以下のとおり変更する。

1. 組織改正に伴う変更を行う。

原子力総括部門の廃止及び原子燃料部門の原子力発電本部内への統合により、業務所掌が変更となることから、関連する以下の条文の変更を行う。

【変更する条文】

第2条の2（関係法令及び保安規定の遵守）

第3条（品質マネジメントシステム計画）

第4条（保安に関する組織）

第5条（保安に関する職務）

第6条（原子力発電安全委員会）

第7条（川内原子力発電所安全運営委員会）

第118条（施設管理計画）

第131条（記録）

以 上

目 次

(補足説明資料)

1. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載方針
2. 上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載方針
3. 組織整備に伴う業務の継続性等について

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載方針

目 次

1. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載方針
2. 保安規定の記載方針フォーマットの説明
3. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理
4. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

1. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載方針

保安規定審査基準の要求事項から保安規定に記載すべき内容を整理するに当たっては、保安規定変更に係る基本方針を受け、以下の方針により記載する。

(1) 保安規定変更に係る基本方針の内容（抜粋）

2.1 保安規定に規定すべき項目について

法令上及び保安規定審査基準等の要求事項の変更を踏まえ、発電用原子炉設置者は論点ごとに保安規定へ反映すべき項目を整理し、必要な改正、制定を行ったうえで引き続きこれらを遵守する。

2.2.1 保安規定に記載すべき事項について

保安規定に法令等へ適合することを確認した内容の行為者及び行為内容を定める。

(2) 保安規定の記載方針

(1) 項の「保安規定変更に係る基本方針」を受け、具体的には、以下の方針で記載する。

保安規定本文には保安規定審査基準にて要求されている内容に応じた記載（行為内容の骨子）とし、具体的な行為内容については保安規定添付2及び添付3に記載する。また、必要に応じて二次文書他に記載する。

以 上

2. 保安規定の記載方針フォーマットの説明

項 目	説 明 内 容
関連する実用炉規則	○「黒字」により、保安規定審査基準に関連する実用炉規則の内容を記載する。
保安規定審査基準	○「黒字」により、保安規定審査基準の内容を記載する。
記載すべき内容	○「黒字」により、保安規定に記載すべき内容を記載する。 また、記載に当たっては、文書の体系がわかる範囲で記載する。 ○「赤字」により、保安規定の変更内容を記載する。
記載の考え方	○保安規定に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。 ○社内規定文書（2次文書）に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。
該当規定文書	○該当する社内規定文書（2次文書）を記載する。 ○「（新規）」により、新規に制定した社内規定文書を明確にする。 ○「（既存）」により、既存の社内規定文書を改正したものを明確にする。
記載内容の概要	○該当する社内規定文書（2次文書）への記載内容を記載する。 ○「（新規記載）」により、社内規定文書に新規に記載したことを明確にする。

3. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更 有無
実用炉規則第92条第1項第1号 【関係法令及び保安規定の遵守のための体制】	1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。	第2条の2	関係法令及び保安規定の遵守	有
	2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にするため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。			
実用炉規則第92条第1項第2号 【品質マネジメントシステム】	1. 品質マネジメントシステム(以下「QMS」という。)については、原子炉等規制法第43条の3の5第1項又は第43条の3の8第1項の許可(以下単に「許可」という。)を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号)及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈(原規規発第1912257号-2(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を踏まえて定められていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	有
	2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、発電用原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	有
	3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	有
	4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	有
実用炉規則第92条第1項第3号 【発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織】	1. 本店等における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	第4条	保安に関する組織	有
	2. 工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	第5条	保安に関する職務	有
実用炉規則第92条第1項第4号、第5号、第6号 【発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等】	1. 発電用原子炉の運転に関し、保安の監督を行う発電用原子炉主任技術者の選任について定められていること。	第4条	保安に関する組織	有
	2. 発電用原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第43条の3の2第2項において準用する第42条第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容(発電用原子炉の運転に従事する者は、発電用原子炉主任技術者が保安のために行う指示に従うことを含む。)について適切に定められていること。また、発電用原子炉主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。	第5条	保安に関する職務	有
	3. 特に、発電用原子炉主任技術者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも工場又は事業所の保安組織から発電用原子炉主任技術者が独立していることが求められるものではない。	第8条	原子炉主任技術者の選任	有
	4. 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、電気事業法第43条第4項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容について適切に定められていること。また、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。	第8条の2	原子炉主任技術者の職務等	有
	5. 発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が相互の職務について情報を共有し、意思疎通を図ることが定められていること。	第9条の2	品質マネジメントシステム計画	有
		第6条	原子力発電安全委員会	有
		第7条	川内原子力発電所安全運営委員会	有
		第8条	原子炉主任技術者の選任	有
		第8条の2	電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の選任	有
		第9条の2	電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等	有
実用炉規則第92条第1項第7号 【保安教育】	1. 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者(役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。)について、保安教育実施方針が定められていること。	第129条	所員への保安教育	有
	2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。	第130条	請負会社従業員への保安教育	有
	3. 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。	第129条	所員への保安教育	有
		第130条	請負会社従業員への保安教育	有
	4. 燃料取替に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う従業員については、当該業務に係る保安教育を実施することが定められていること。	第129条	所員への保安教育	有
		第130条	請負会社従業員への保安教育	有
		第130条	請負会社従業員への保安教育	有
		第130条	請負会社従業員への保安教育	有

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更 有無	
5. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。		第129条	所員への保安教育	—	
		第130条	請負会社従業員への保安教育	—	
	1. 発電用原子炉の運転に必要な運転員の確保について定められていること。	第11条	構成及び定義	—	
		第12条	運転員等の確保	—	
	2. 発電用原子炉施設の運転管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。	第12条の2	運転管理業務	—	
		第14条	運転管理に関する社内基準の作成	—	
	3. 運転員の引継時に実施すべき事項について定められていること。	第15条	引継	—	
	4. 発電用原子炉の起動その他の発電用原子炉の運転に当たって確認すべき事項について定められていること。	第12条の2	運転管理業務	—	
		第16条	原子炉起動前の確認事項	—	
		第17条	火災発生時の体制の整備	—	
		第17条の2	内部溢水発生時の体制の整備	—	
		第17条の2	火山影響等発生時の体制の整備	—	
		第17条の3	その他自然災害発生時等の体制の整備	—	
		第17条の3の2	有毒ガス発生時の体制の整備	—	
		第17条の4	火山活動のモニタリング等の体制の整備	—	
		第17条の5	資機材等の整備	—	
	5. 地震、火災、有毒ガス（予期せず発生するものを含む。）等の発生時に講ずべき措置について定められていること。	添付2	火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準	—	
	6. 原子炉冷却材の水質の管理について定められていること。	第18条	水質管理	—	
		第18条の2	原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁管理	—	
	7. 発電用原子炉施設の重要な機能に関して、安全機能を有する系統及び機器、重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成する設備を含む。）等について、運転状態に対応した運転上の制限（Limiting Conditions for Operation。以下「LCO」という。）のLCOを逸脱していないことの確認（以下「サーベイランス」という。）の実施方法及び頻度、LCOを逸脱した場合に要求される措置（以下単に「要求される措置」という。）並びに要求される措置の完了時間（Allowed Outage Time。以下「AOT」という。）が定められていること。 なお、LCO等は、許可を受けたところによる安全解析の前提条件又はその他の設計条件を満足するように定められていること。		第19条	停止余裕	—
			第20条	臨界ボロン濃度	—
			第21条	減速材温度係数	—
			第22条	制御棒動作機能	—
			第23条	制御棒の挿入限界	—
			第24条	制御棒位置指示	—
			第25条	炉物理検査 —モード1	—
			第26条	炉物理検査 —モード2	—
			第27条	化学体積制御系（ほう酸濃縮機能）	—
			第28条	原子炉熱出力	—
			第29条	熱流束熱水路係数（FQ(Z)）	—
			第30条	核的エンタルピ上昇熱水路係数（FN△H）	—
		第31条	軸方向中性子束出力偏差	—	
		第32条	1/4 炉心出力偏差	—	
		第33条	計測及び制御設備	—	
		第34条	DNB 比	—	
		第35条	1次冷却材の温度・圧力及び1次冷却材温度変化率	—	
		第36条	1次冷却系 —モード3	—	
		第37条	1次冷却系 —モード4	—	
		第38条	1次冷却系 —モード5（1次冷却系満水）	—	
	第39条	1次冷却系 —モード5（1次冷却系非満水）	—		
	第40条	1次冷却系 —モード6（キャビティ高水位）	—		
	第41条	1次冷却系 —モード6（キャビティ低水位）	—		
	第42条	加圧器	—		
	第43条	加圧器安全弁	—		
	第44条	加圧器逃がし弁	—		
	第45条	低温過加圧防護	—		
	第46条	1次冷却材漏えい率	—		
	第47条	蒸気発生器細管漏えい監視	—		
	第48条	余熱除去系への漏えい監視	—		
	第49条	1次冷却材中のよう素131濃度	—		

实用炉規則第92条第1項第8号イからハまで
 【発電用原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等】

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更 有無
		第 50 条	蓄圧タンク	—
		第 51 条	非常用炉心冷却系 —モード 1、2 及び 3—	—
		第 52 条	非常用炉心冷却系 —モード 4—	—
		第 53 条	燃料取替用水タンク	—
		第 54 条	ほう酸注入タンク	—
		第 55 条	原子炉格納容器	—
		第 56 条	原子炉格納容器真空逃がし系	—
		第 57 条	原子炉格納容器スプレイ系	—
		第 58 条	アニユラス空気浄化系	—
		第 59 条	アニユラス	—
		第 60 条	主蒸気安全弁	—
		第 61 条	主蒸気隔離弁	—
		第 62 条	主給水隔離弁、主給水制御弁及び主給水バイパス制御弁	—
		第 63 条	主蒸気逃がし弁	—
		第 64 条	補助給水系	—
		第 65 条	復水タンク	—
		第 66 条	原子炉補機冷却水系	—
		第 67 条	原子炉補機冷却海水系	—
		第 68 条	制御用空気系	—
		第 69 条	中央制御室非常用循環系	—
		第 70 条	安全補機室空気浄化系	—
		第 71 条	外部電源	—
		第 72 条	ディーゼル発電機 —モード 1、2、3 及び 4—	—
		第 73 条	ディーゼル発電機 —モード 1、2、3 及び 4 以外—	—
		第 74 条	ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油及び始動用空気	—
		第 75 条	非常用直流電源 —モード 1、2、3 及び 4—	—
		第 76 条	非常用直流電源 —モード 5、6 及び照射済燃料移動中—	—
		第 77 条	所内非常用母線 —モード 1、2、3 及び 4—	—
		第 78 条	所内非常用母線 —モード 5、6 及び照射済燃料移動中—	—
		第 79 条	1 次冷却材中のほう素濃度 —モード 6—	—
		第 80 条	原子炉キャビティ水位 —燃料移動中—	—
		第 81 条	原子炉格納容器貫通部 —燃料移動中—	—
		第 82 条	使用済燃料ピットの水位及び水温	—
		第 83 条	重大事故等対処設備	—
		第 83 条の 2	特重施設を構成する設備	—
		第 84 条	1 次冷却系の耐圧・漏えい検査の実施	—
		第 84 条の 2	安全注水系逆止弁漏えい検査の実施	—
	8. サーベイランスの実施方法については、確認する機能が必要となる事故時等の条件に必要な性能が発揮できるかどうかを確認（以下「実条件性能確認」という。）するために十分な方法（事故時等の条件を模擬できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。）が定められていること。また、サーベイランス及び要求される措置を実施する時期の延長に関する考え方、サーベイランスの際の LCO の取扱い等が定められていること。	第 85 条	運転上の制限の確認	—
	9. LCO を逸脱した場合について、事象発見から LCO に係る判断までの対応目安時間等を組織内規程類に定めること及び要求される措置等の取扱方法が定められていること。	第 86 条	運転上の制限を満足しない場合	—
	10. LCO に係る記録の作成について定められていること。	第 88 条	運転上の制限に関する記録	—
	11. LCO を逸脱した場合のほか、緊急遮断等の異常発生時や監視項目が警報設定値を超過するなどの異状があった場合の基本的対応事項及び講ずべき措置並びに異常収束後の措置について定められていること。	第 12 条の 2	運転管理業務	—
		第 89 条	異常時の基本的な対応	—
		第 90 条	異常時の措置	—
		第 91 条	異常収束後の措置	—
		添付 1	異常時の運転操作基準（第 90 条関連）	—

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更 有無
	12. LCOが設定されている設備等について、予防保全を目的とした保全作業をその機能が要求されている発電用原子炉の状態においてやむを得ず行う場合には、当該保全作業が限定され、原則としてAOT内に完了することとし、必要な安全措置を定め、確率的リスク評価(PRA: Probabilistic Risk Assessment)等を用いて措置の有効性を検証することが定められていること。	第87条	予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合	—
実用炉規則第92条第1項第8号ニ 【発電用原子炉の運転期間】	1. 発電用原子炉の運転期間の範囲内で、発電用原子炉を運転することが定められていること。	第11条の2	原子炉の運転期間	—
	2. 取替炉心の安全性評価を行うことが定められていること。なお、取替炉心の安全性評価に用いる期間は、当該取替炉心についての燃料交換の間隔から定まる期間としていること。	第95条	燃料の取替等	—
	3. 実用炉規則第92条第2項第1号に基づき、実用炉規則第92条第1項第8号ニに掲げる発電用原子炉の運転期間を定め、又はこれを変更しようとする場合は、申請書に発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書(発電用原子炉の運転期間を変更しようとする場合は、実用炉規則第82条第4項の見直しの結果を記載した書類を含む。以下単に「説明書」という。)が添付されていること。	—	〔手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし〕	—
	4. 発電用原子炉ごとに、説明書に記載された①発電用原子炉を停止して行う必要のある点検及び検査の間隔から定まる期間、②燃料交換の間隔から定まる期間(発電用原子炉起動から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間)、のうちいずれか短い期間の範囲内で、実用炉規則第55条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、発電用原子炉の運転期間(定期事業者検査が終了した日から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間)が記載されていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に当たっては、発電用原子炉を起動してから定期事業者検査が終了するまでの期間も考慮していること。 実用炉規則第82条第4項の見直しの結果の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」(原管P発第1306198号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))を参考として記載していること。	—	〔手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし〕	—
	5. 特に、同結果において、発電用原子炉の運転期間の変更に伴う長期施設管理方針の変更の有無及びその理由が明らかとなっていること。	—	〔運転期間の延長は実施していないことから、該当なし〕	—
	6. 発電用原子炉の運転期間を延長する場合には、実用炉規則第55条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、段階的に延長することとなっていること。	—	〔運転期間の延長は実施していないことから、該当なし〕	—
	7. 運転期間が13月を超える延長の場合には、当該延長に伴う許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した影響評価の結果が説明書に記載されていること。	—	〔運転期間の延長は実施していないことから、該当なし〕	—
	8. 説明書に記載された燃料交換の間隔から定まる期間については、期間を変更した後においても発電用原子炉の安全性について許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針を満たしていること。	—	〔運転期間の延長は実施していないことから、該当なし〕	—
実用炉規則第92条第1項第8号ホ 【発電用原子炉施設の運転の安全審査】	1. 発電用原子炉施設の保安に関する重要事項及び発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。	第6条	原子力発電安全委員会	有
実用炉規則第92条第1項第9号 【管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等】	1. 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。	第103条の2	管理区域の設定・解除	—
	2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。	添付4	管理区域図(第103条及び第104条関連)	—
	3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他の他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。	第104条	管理区域内における区域区分	—
	4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。	第105条	管理区域内における特別措置	—
	5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。	第106条	管理区域への出入管理	—
	6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。	第106条	管理区域への出入管理	—
	7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。	第107条	管理区域出入者の遵守事項	—
	8. 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。	第114条	管理区域外等への搬出及び運搬	—
	9. 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。	第115条	発電所外への運搬	—
	10. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	第108条	保全区域	—
	添付5	保全区域図(第108条関連)	—	
	第109条	周辺監視区域	—	
	第116条	請負会社の放射線防護	—	
	第117条	頻度の定義	—	
実用炉規則第92条第1項第10号	1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定	第99条	放射性液体廃棄物の管理	—

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更 有無
【排気監視設備及び排水監視設備】	められていること。	第 100 条	放射性気体廃棄物の管理	—
	2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第 18 号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第 12 号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。	第 101 条	放出管理用計測器の管理	—
実用炉規則第 92 条第 1 項第 11 号 【線量、線量当量、汚染の除去等】	1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。	第 110 条	放射線業務従事者の線量管理等	—
	2. 国際放射線防護委員会（ICRP）が 1977 年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。	第 98 条	放射性廃棄物管理に係る基本方針	—
	3. 実用炉規則第 78 条に基づく、床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。	第 111 条	床・壁等の除染	—
	4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。	第 112 条	外部放射線に係る線量当量率等の測定	—
	5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。	第 114 条	管理区域外等への搬出及び運搬	—
	6. 核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第 13 号又は第 14 号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第 114 条	管理区域外等への搬出及び運搬	—
	7. 原子炉等規制法第 61 条の 2 第 2 項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第 1 項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第 14 号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	—	〔クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし〕	—
	8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成 20・04・21 原院第 1 号（平成 20 年 5 月 27 日原子力安全・保安院制定（NIS A-111a-08-1）））を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第 14 号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	第 98 条の 5	放射性廃棄物でない廃棄物の管理	—
	9. 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。	第 103 条の 2	管理区域の設定・解除	—
		第 104 条	管理区域内における区域区分	—
第 107 条		管理区域出入者の遵守事項	—	
第 111 条		床・壁等の除染	—	
実用炉規則第 92 条第 1 項第 12 号 【放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法】	1. 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。	第 101 条	放出管理用計測器の管理	—
	2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第 18 号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	第 113 条	放射線計測器類の管理	—
実用炉規則第 92 条第 1 項第 13 号 【核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等】	1. 工場又は事業所内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。	第 92 条	新燃料の運搬	—
	2. 新燃料及び使用済燃料の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に関する事項が定められていること。なお、この事項は、第 11 号又は第 14 号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第 93 条	新燃料の貯蔵	—
		第 96 条	使用済燃料の貯蔵	—
	3. 燃料取替に際して、炉心の核的制限値及び熱的制限値の範囲内で運転するために取替炉心の安全性評価を許可を受けたところによる安全評価と同様に行った上で燃料装荷実施計画を定めること及び燃料移動手順に従うこと等が定められていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書において取替炉心ごとに管理するとして項目が、取替炉心の安全性評価項目等として定められていること。	第 97 条	使用済燃料の運搬	—
		第 92 条	新燃料の運搬	—
	第 97 条	使用済燃料の運搬	—	
	実用炉規則第 92 条第 1 項第 14 号 【放射性廃棄物の廃棄】	1. 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。	第 98 条の 2	放射性固体廃棄物の管理
2. 放射性液体廃棄物の固化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。		第 98 条の 4	輸入廃棄物の管理	—
		第 99 条	放射性液体廃棄物の管理	—
3. 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第 11 号及び第 13 号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。		第 98 条の 2	放射性固体廃棄物の管理	—
4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出	第 99 条	放射性液体廃棄物の管理	—	

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更 有無
	物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。			
	5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第 100 条	放射性気体廃棄物の管理	—
	6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。	第 112 条の 2	平常時の環境放射線モニタリング	—
	7. ALARA の精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。	第 103 条	放射線管理に係る基本方針	—
		第 102 条	頻度の定義	—
		第 119 条	原子力防災組織	—
		第 120 条	原子力防災要員	—
		第 121 条	原子力防災資機材等の整備	—
		第 121 条	原子力防災資機材等の整備	—
		第 122 条	通報経路	—
		第 124 条	通報	—
		第 119 条	原子力防災組織	—
		第 125 条	緊急時体制の発令	—
		第 126 条	応急措置	—
		第 127 条	緊急時における活動	—
実用炉規則第 92 条第 1 項第 15 号 【非常の場合に講ずべき処置】	1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。			
	2. 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。			
	3. 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。			
	4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 7 条第 1 項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。			
	5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。			
	6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。 (1) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。 (2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。 (3) 実効線量について 250mSv を線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第 8 条第 3 項に規定する原子力防災要員、同法第 9 条第 1 項に規定する原子力防災管理者又は同条第 3 項に規定する副原子力防災管理者であること。	第 120 条の 2	緊急作業従事者の選定	—
	7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。	第 127 条の 2	緊急作業従事者の線量管理等	—
	8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。	第 128 条	緊急時体制の解除	—
	9. 防災訓練の実施頻度について定められていること。	第 123 条	原子力防災訓練	—
実用炉規則第 92 条第 1 項第 16 号 【設計想定事象等に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置】	1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。 (1) 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。 イ 火災 可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。 ロ 火山現象による影響（影響が発生するおそれを含む。以下「火山影響等」という。） ① 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。 ② ①に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。 ③ ②に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 ハ 重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」という。） ① 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 ② 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。 ③ 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 ④ 重大事故等発生時における原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 ⑤ 重大事故等（原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものを除く。）発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策（上記①から④までの対策に関することを含む。）に関すること。 ⑥ 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。	第 12 条	運転員等の確保	—
		第 17 条	火災発生時の体制の整備	—
		第 17 条の 2	内部溢水発生時の体制の整備	—

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更 有無
ニ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。） ① 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。 ② 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。 ③ 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。 ④ 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。 ⑤ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。 ⑥ 重大事故等（原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものに限る。）発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策に関すること。 (2) (1)に掲げる措置のうち重大事故等発生時又は大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置に係る手順については、それぞれ次に掲げるとおりとすること。 イ 重大事故等発生時 ① 許可を受けた対応手段、重要な配慮事項、有効性評価の前条件となる操作の成立性に係る事項が定められ、定められた内容が重大事故等に対する確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。 ② 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準の基本的な考え方が定められていること。 原子炉格納容器の過圧破損の防止に係る手順については、格納容器圧力逃がし装置を設けている場合、格納容器代替循環冷却系又は格納容器再循環ユニットにより原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる手順を、格納容器圧力逃がし装置による手順に優先して実施することが定められているとともに、原子炉格納容器内の圧力が高い場合など、必要な状況においては確実に格納容器圧力逃がし装置を使用することが定められていること。 ③ 措置に係る手順の優先順位や手順着手の判断基準等（②に関するものを除く。）については記載を要しない。 ロ 大規模損壊発生時 定められた内容が大規模損壊に対する確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。 (3) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期に実施すること及び重大事故等対処施設の使用を開始するに当たって必要な教育及び訓練をあらかじめ実施すること。 (4) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。 (5) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。 2. 重大事故等又は大規模損壊が発生した場合において、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害を防止するために必要があると認めるときは、組織内規程類にあらかじめ定めた計画及び手順にとらわれず、発電用原子炉施設の保全のための必要の措置を講ずることが定められていること。	第17条の2	火山影響等発生時の体制の整備	—	
	第17条の3	その他自然災害発生時等の体制の整備	—	
	第17条の4	火山活動のモニタリング等の体制の整備	—	
	第17条の5	資機材等の整備	—	
	第17条の6	重大事故等発生時の体制の整備	—	
	第17条の7	大規模損壊発生時の体制の整備	—	
	添付2	火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準	—	
	添付3	重大事故等及び大規模損壊対応にかかわる実施基準	—	
実用炉規則第92条第1項第17号 【記録及び報告】	1. 発電用原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。	第131条	記録	有
	2. 実用炉規則第67条に定める記録について、その記録の管理に関すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。	第131条	記録	—
	3. 発電所長及び発電用原子炉主任技術者に報告すべき事項が定められていること。	第132条	報告	—
	4. 特に、実用炉規則第134条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。	第9条	原子炉主任技術者の職務等	—
	5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記さ	第132条	報告	—

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更 有無
	れていること。			
実用炉規則第92条第1項第18号 【発電用原子炉施設の施設管理】	1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号-7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること。	第13条	巡視点検	—
	2. 発電用原子炉施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」を参考とし、実用炉規則第82条に規定された発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的実施することが定められていること。	第118条	施設管理計画	有
		第118条の2	設計管理	—
	3. 運転を開始した日以後30年を経過した発電用原子炉については、長期施設管理方針が定められていること。	第118条の3	作業管理	—
		第118条の6	原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針	—
	4. 実用炉規則第92条第1項第18号に掲げる発電用原子炉施設の施設管理に関することを変更しようとする場合（実用炉規則第82条第1項から第3項までの規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第4項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限り。）は、申請書に実用炉規則第82条第1項、第2項若しくは第3項の評価の結果又は第4項の見直しの結果を記載した書類（以下「技術評価書」という。）が添付されていること。	第118条の6	原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針	—
		添付6	長期施設管理方針（第118条の6関連）	—
5. 長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策の実施ガイド」を参考として記載されていること。	—	〔手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし〕	—	
6. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。	添付6	長期施設管理方針（第118条の6関連）	—	
7. 燃料体に関する定期事業者検査として、装荷予定の照射された燃料のうちから選定したものの健全性に異常のないことを確認すること、燃料使用の可否を判断すること等が定められていること。	第118条の4 第118条の5	使用前事業者検査の実施 定期事業者検査の実施	—	
実用炉規則第92条第1項第19号 【技術情報の共有】	1. プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報をBWR事業者協議会、PWR事業者連絡会等の事業者の情報共有の場を活用し、他の発電用原子炉設置者と共有し、自らの発電用原子炉施設の保安を向上させるための措置が定められていること。	第94条	燃料の検査	—
実用炉規則第92条第1項第20号 【不適合発生時の情報の公開】	1. 発電用原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。	第118条	施設管理計画	—
	2. 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要事項が定められていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	有
実用炉規則第92条第1項第21号 【その他必要な事項】	1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。 2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止を図るものとして定められていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	有
		第1条	目的	—
		第1条	目的	—

4. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

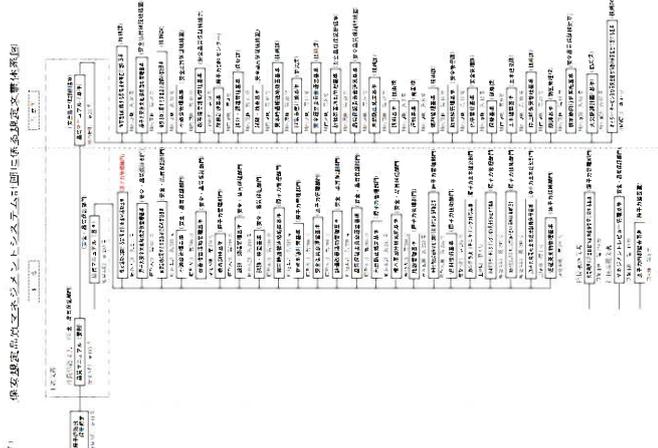
保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (保安規定) 第92条 法第四十三条の三の二十四 第一項の規定による保安規定の認可を 受けようとする者は、認可を受けよう とする工場又は事業所ごとに、次に掲げる 事項について保安規定を定め、これを記 載した申請書を原子力規制委員会に提 出しなければならない。	保安規定審査基準		原子炉施設保安規定 記載すべき内容		記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	実用炉規則第92条第1項第1号 【関係法令及び保安規定の遵守のための体 制】	関係法令及び保安規定の遵守のための体 制（経営責任者の関与を含む。）に関するこ とについては、保安規定に基づき、要領書、 手順書その他保安に関する文書について、重 要度等に応じて定めるとともに、これを遵守 することが定められていること。また、これ らの文書の位置付けが明確にされているこ と。特に、経営責任者の積極的な関与が明記 されていること。	（関係法令及び保安規定の遵守） 第2条の2 第2条（基本方針）に係る保安活動を実 施するに当たり、関係法令及び保安規定の遵守を確 実なものとするために、「コンプライアンス管理規 程」、「九州電力コンプライアンス委員会設 置規程」及び「品質マニユアル（要則）」に基づき、 以下の関係法令及び保安規定の遵守に対する 意識の浸透を図るための活動（以下「コンプライア ンス活動」という。）を実施する。	（関係法令及び保安規定の遵守） 第2条の2 第2条（基本方針）に係る保安活動を実 施するに当たり、関係法令及び保安規定の遵守を確 実なものとするために、「コンプライアンス管理規 程」、「九州電力コンプライアンス委員会設 置規程」及び「品質マニユアル（要則）」に基づき、 以下の関係法令及び保安規定の遵守に対する 意識の浸透を図るための活動（以下「コンプライア ンス活動」という。）を実施する。			
	1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体 制（経営責任者の関与を含む。）に関するこ とについては、保安規定に基づき、要領書、 手順書その他保安に関する文書について、重 要度等に応じて定めるとともに、これを遵守 することが定められていること。また、これ らの文書の位置付けが明確にされているこ と。特に、経営責任者の積極的な関与が明記 されていること。	（関係法令及び保安規定の遵守） 第2条の2 第2条（基本方針）に係る保安活動を実 施するに当たり、関係法令及び保安規定の遵守を確 実なものとするために、「コンプライアンス管理規 程」、「九州電力コンプライアンス委員会設 置規程」及び「品質マニユアル（要則）」に基づき、 以下の関係法令及び保安規定の遵守に対する 意識の浸透を図るための活動（以下「コンプライア ンス活動」という。）を実施する。	（関係法令及び保安規定の遵守） 第2条の2 第2条（基本方針）に係る保安活動を実 施するに当たり、関係法令及び保安規定の遵守を確 実なものとするために、「コンプライアンス管理規 程」、「九州電力コンプライアンス委員会設 置規程」及び「品質マニユアル（要則）」に基づき、 以下の関係法令及び保安規定の遵守に対する 意識の浸透を図るための活動（以下「コンプライア ンス活動」という。）を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・審査基準に委更がないこ とから、審査基準を受け た保安規定への反映事 項はない。 ・本庄原子力部門の組織改 正に伴い、記載を変更す る。 			
	2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵 守を確実に行うため、コンプライアンスに係 る体制が確実に構築されていることが明確 となっていること。	<p>(3) 原子力管理部門（第4条に定める組織のうち原 子力管理部長及びその所掌する組織をいう。以 下、同じ。）、安全・品質保証部門（第4条に定め る組織のうち安全・品質保証部長及びその所掌す る組織をいう。以下、同じ。）、原子力建設部門（第 4条に定める組織のうち原子力建設部長及びそ の所掌する組織をいう。以下、同じ。）、原子力技 術部門（第4条に定める組織のうち原子力技術部 長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、 原子燃料部門（第4条に定める組織のうち原子燃 料部長及びその所掌する組織をいう。以下、同 じ。）、廃止措置統括部長及びその所掌する組織の うち廃止措置統括部長及びその所掌する組織を いう。以下、同じ。）、原子力土木建築部門（第4 条に定める組織のうち原子力土木建築部長及び その所掌する組織をいう。以下、同じ。）、資材調 達部門（第4条に定める組織のうち資材調達部長 及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）及 び発電所組織（第4条に定める組織のうち発電所 の組織をいう。以下、同じ。）は、「品質マニユア ル（要則）」に基づき定める「保安活動」に関する 関係法令等遵守活動基準」に従って、(4)から(6) の活動を実施する。</p> <p>(4) 原子力管理部門、安全・品質保証部門、原子力 建設部門、原子力技術部門、原子燃料部門、廃止 措置統括部長及び発電所組織は、(1)の社長が示 す方針に基づき、次の活動を行う。</p> <p>ア 原子力管理部長は、原子力管理部門、安全・</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・品質マニユアル（要則） （既存） ・品質マニユアル（基準） （既存） ・保安活動に関する関係 法令等遵守活動基準 （既存） ・原子力安全文化醸成活 動管理基準（既存） ・保安活動に関する文書 及び記録の管理基準 保安活動に関する文書 及び記録の管理基準 （既存） ・不適合管理基準（既存） ・改善措置活動管理基準 （既存） ・教育訓練基準（既存） ・設計・調達管理基準（既 存） ・試験・検査基準（既存） ・異常時通報連絡処置基 準（既存） ・非常事態対策基準（既 存） ・安全委員会運営基準（既 存） ・評価改善活動管理基準 （既存） ・品質保証委員会運営基 準（既存） ・未然防止処置基準（基 	組織改正の内容を反映する。			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書
<p>二 品質マネジメントシステムに関すること（品質管理基準規則第五号に規定する手順書等（第三号第二号及び第三号において単に「手順書等」という。）の保安規定上の位置付けに關することを含む。）。</p>	<p>実用炉規則第92条第1項第2号【品質マネジメントシステム】</p>	<p>品質保証部門、原子炉建設部門、原子炉技術部門、原子燃料部門、廃止措置統括部門及び発電所組織におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画（教育に関することを含む。）を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況を評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>イ 原子力管理部門、安全・品質保証部門、原子力建設部門、原子炉技術部門、原子燃料部門、廃止措置統括部門及び発電所組織は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>2 原子力監査室長は、本店組織（原子力発電本部長、原子力管理部門、安全・品質保証部門、原子力建設部門、原子炉技術部門、原子燃料部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門及び資材調達部門をいふ。以下、同じ。）及び発電所組織における関係法令及び保安規定の遵守を確保するため、「原子力品質マニュアル（要則）」に基づき定める「原子力内部監査要則」に従って、第1項(2)から(6)の活動状況を監査する。</p>	<p>記載の考え方</p>	<p>該当規定文書</p> <p>（注） <ul style="list-style-type: none"> 根本原因分析実施基準（既存） 施設管理基準（既存） 原子力内部監査要則（既存） </p>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p>
<p>一 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第43条の3の第5第1項又は第43条の3の第8第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要となる体制の業務に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要となる体制の業務に関する規則の解釈（原規第1912257号—2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること。</p> <p>二、具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書の位置付けを含めて、発電用原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適</p>	<p>1. 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第43条の3の第5第1項又は第43条の3の第8第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要となる体制の業務に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要となる体制の業務に関する規則の解釈（原規第1912257号—2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること。</p> <p>2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書の位置付けを含めて、発電用原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適</p>	<p>品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、次に掲げるものを除き品質管理規則に従う。</p> <p>(1) 保安に関する組織：第4条に定める組織全体をいう。</p> <p>(2) 原子力管理部門：第4条に定める組織のうち原子力管理部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p><中略></p> <p>3 定義 品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、次に掲げるものを除き品質管理規則に従う。</p> <p>(1) 保安に関する組織：第4条に定める組織全体をいう。</p> <p>(2) 原子力管理部門：第4条に定める組織のうち原子力管理部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p><中略></p> <p>(6) 原子燃料部門：第4条に定める組織のうち原子燃料部長及びその所掌する</p>	<p>・ 審査基準に変更がないことから、審査基準を受けた保安規定への反映事項はない。 ・ 本店原子力部門の組織改正に伴い、記載を変更する。</p> <p>・ 品質マニュアル（要則）（既存） ・ 品質マニュアル（基準）（既存） ・ 保安活動に関する関係法令等遵守活動基準（既存） ・ 原子力安全文化醸成活動管理基準（既存）</p>	<p>組織改正の内容を反映する。</p>	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書 該当規定文書
<p>関連する実用炉規則</p>	<p>保安規定審査基準</p> <p>用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとして、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。</p> <p>3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされたこと。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされたこと。</p> <p>4. 手順書の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを守守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされたこと。</p>	<p>記載すべき内容</p> <p>組織をいう。</p> <p>< 中略 ></p> <p>(13) 原子炉部門：原子力発電本部長並びに原子力管理部門、安全・品質保証部門、原子力建設部門、原子力技術部門、原子燃料部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門及び発電所組織をいう。</p> <p>< 中略 ></p>  <p>< 中略 ></p>	<p>記載の考え方</p>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p> <p>該当規定文書</p> <ul style="list-style-type: none"> 保安活動に関する文書及び記録の管理基準 保安活動に関する文書及び記録の管理基準 (既存) 不適合管理基準 (既存) 改善措置活動管理基準 (既存) 教育訓練基準 (既存) 設計・調達管理基準 (既存) 試験・検査基準 (既存) 異常時対応連絡処置基準 (既存) 非常事態対策基準 (既存) 安全委員会運営基準 (既存) 評価改善活動管理基準 (既存) 品質保証委員会運営基準 (既存) 未然防止処置基準 (基準) 根本原因分析実施基準 (既存) 施設管理基準 (既存) 原子力内部監査要則 (既存)
<p>三、発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織に関するものと(次号に掲げるものを除く。)</p>	<p>実用炉規則第92条第1項第3号【発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織】</p> <p>1. 本店等における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p>	<p>組織をいう。</p> <p>< 中略 ></p>		
<p>三、発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織に関するものと(次号に掲げるものを除く。)</p>	<p>実用炉規則第92条第1項第3号【発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織】</p> <p>1. 本店等における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p>	<p>組織をいう。</p> <p>< 中略 ></p>		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書
	<p>保安規定審査基準</p>	<p>図1-1</p> <p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する主な職務及び実施者は以下のとおりとする。</p> <p><中略></p> <p>(4) 原子炉管理部長は、原子炉管理部が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子炉管理部、安全・品質保証部門、原子炉建設部門、原子炉技術部門、原子燃料部門及び廃止措置統括部門におけるコンプライアンス活動並びに原子炉管理部における安全文化醸成活動を統括するとともに、火山影響等、その他自然災害、火山活動のモニタリング等、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p><中略></p> <p>(8) 原子燃料部長は、原子燃料部門が実施する供給者の選定に関する業務を統括する。また、原子燃料部門における安全文化醸成活動を統括する。</p> <p><中略></p> <p>(11) 資材調達部長は、資材調達部門が実施する供給者の選定に関する業務を統括する。また、資材調達部門における安全文化醸成活動を統括する。</p> <p><省略></p>	<ul style="list-style-type: none"> 審査基準に変更がないことから、審査基準を受けた保安規定への反映事項はない。 本店原子炉部門の組織改正に伴い、記載を変更する。 設置(変更)許可申請書添付書類十一における「供給者の選定」業務を原子燃料部門及び資材調達部門が実施していることを踏まえ記載を変更する。 	<ul style="list-style-type: none"> 品質マニュアル(要則)(既存) 品質マニュアル(基準)(既存) 保安活動に関する関係法令等遵守活動基準(既存) 原子炉安全文化醸成活動管理基準(既存) 保安活動に関する文書及び記録の管理基準(既存) 保安活動に関する文書及び記録の管理基準(既存) 不適合管理基準(既存) 改善措置活動管理基準(既存) 教育訓練基準(既存) 設計・調達管理基準(既存) 試験・検査基準(既存) 異常時通報連絡処置基準(既存) 非常事態対策基準(既存) 安全委員会運営基準(既存) 評価改善活動管理基準(既存) 品質保証委員会運営基準(既存) 未然防止処置基準(基準) 根本原因分析実施基準(既存) 施設管理基準(既存) 原子炉内部監査要則(既存) 	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p> <p>組織改正の内容を反映する。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

保安規定審査基準		原子炉施設保安規定		社内規定文書	
保安規定審査基準		記載すべき内容		該当規定文書	
関連する実用炉規則		記載の考え方		記載内容の概要	
<p>四 発電用原子炉主任技術者の職務の範囲及びその内容並びに発電用原子炉主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。</p> <p>五 電気主任技術者（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十三条第一項に規定する主任技術者のうち同法第四十四条第一項第一号から第三号までに掲げる種類の主任技術者免状の交付を受けている者を含む。）の職務の範囲及びその内容並びに電気主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。</p> <p>六 ボイラー・タービン主任技術者（電気事業法第四十三条第一項に規定する主任技術者のうち同法第四十四条第一項第六号又は第七号に掲げる種類の主任技術者免状の交付を受けている者を含む。）の職務の範囲及びその内容並びにボイラー・タービン主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。</p>	<p>実用炉規則第92条第1項第4号、第5号、第6号</p> <p>【発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等】</p>	<p>原子炉施設保安規定</p>	<p>記載の考え方</p>	<p>該当規定文書</p>	<p>社内規定文書</p>
<p>2. 発電用原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第43条の3の2第2項において準用する第42条第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容（発電用原子炉の運転に従事する者は、発電用原子炉主任技術者が保安のために行う指示に従うことを含む。）について適切に定められていること。また、発電用原子炉主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。</p>	<p>(原子炉発電安全委員会)</p> <p>第6条 本店に原子炉発電安全委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 原子炉設置（変更）許可申請書本文次に記載の構築物、系統及び機器の変更</p> <p>(2) 原子炉施設保安規定の変更</p> <p>(3) 本店所管の社内規定の制定及び改正</p> <p>(4) その他委員会が定めた事項</p> <p>3 原子炉管理部長を委員長とする。</p> <p>4 委員会は、委員長、所長、発電用原子炉主任技術者（以下「原子炉主任技術者」という。）に加え、原子炉管理部門、安全・品質保証部門、原子炉建設部門、原子炉技術部門、原子燃料部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門及び資材調達部門の課長職以上の者から、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>審査基準に変更がないことから、審査基準を受けた保安規定への反映事項はない。</p> <p>本店原子炉部門の組織改正に伴い、記載を変更する。</p>	<p>品質マニュアル（要則）（既存）</p> <p>品質マニュアル（基準）（既存）</p> <p>保安活動に関する関係法令等遵守活動基準（既存）</p> <p>原子力安全文化醸成活動管理基準（既存）</p> <p>保安活動に関する文書及び記録の管理基準</p> <p>保安活動に関する文書及び記録の管理基準（既存）</p> <p>不適合管理基準（既存）</p> <p>改善措置活動管理基準（既存）</p> <p>教育訓練基準（既存）</p> <p>設計・調達管理基準（既存）</p> <p>試験・検査基準（既存）</p> <p>異常時通報連絡処置基準（既存）</p> <p>非常事態対策基準（既存）</p> <p>安全委員会運営基準（既存）</p>	<p>組織改正の内容を反映する。</p>	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方		
八 発電用原子炉施設の運転に関する ことであって、次に掲げるもの ホ 発電用原子炉施設の運転の安全 審査に関すること。	実用炉規則第92条第1項第8号ホ 【発電用原子炉施設の運転の安全審査】			<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価改善活動管理基準 (既存) ・ 品質保証委員会運営基準 (既存) ・ 未然防止処置基準 (基準) ・ 根本原因分析実施基準 (既存) ・ 施設管理基準 (既存) ・ 原子力内部監査要則 (既存) 	記載内容の概要
十七 発電用原子炉施設に係る保安 (保安規定の遵守状況を含む。) に関する 適正な記録及び報告 (第百三十四条各 号に掲げる事故故障等の事象及びこ れらに準ずるものが発生した場合の 経営責任者への報告を含む。) に関する こと。	1. 発電用原子炉施設の保安に関する重要事 項及び発電用原子炉施設の保安運営に関す る重要事項を審議する委員会の設置、構成及 び審議事項について定められていること。 実用炉規則第92条第1項第17号 【記録及び報告】	実用炉規則第92条第1項第4号、第5号、第6号 【発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等】にて整理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査基準に変更がないこと から、審査基準を受けた保安規定への反映事項はない。 ・ 本店原子力部門の組織改正に伴い、記載を変更する。 	組織改正の内容を反映する。	
	1. 発電用原子炉施設に係る保安に関し、必 要な記録を適正に作成し、管理することが定 められていること。その際、保安規定及びそ の低位文書において、必要な記録を適正に作 成し、管理するための措置が定められている こと。	(記 録) 第131条 各課 (室、センター) 長は、表131-1及び表131-2に定める保安に関する記録を適正に作成 (表131-1 (1) を除く。) し、保存する。ただし、表131-1 (3) イの記録については、原子力部門 (原子力発電本部長、原子力管理部門、品質保証部門、原子力建設部門、原子力土木建築部門) 及び発電所組織) が作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。 2 保安に関する組織は、表131-3に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。 ※1：適正とは、不正行為がなされていないこという (以下、本条において同じ)。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 品質マニュアル (要則) (既存) ・ 品質マニュアル (基準) (既存) ・ 保安活動に関する関係法令等遵守活動基準 (既存) ・ 原子力安全文化醸成活動管理基準 (既存) ・ 保安活動に関する文書及び記録の管理基準 (既存) ・ 保安活動に関する文書及び記録の管理基準 (既存) ・ 不適合管理基準 (既存) ・ 改善措置活動管理基準 (既存) ・ 教育訓練基準 (既存) ・ 設計・調達管理基準 (既存) ・ 試験・検査基準 (既存) ・ 異常時通報連絡処置基準 (既存) ・ 非常事態対策基準 (既存) ・ 安全委員会運営基準 (既存) ・ 評価改善活動管理基準 (既存) 		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定		社内規定文書
		記載すべき内容	記載の考え方	
		<p>原子炉施設保安規定 記載すべき内容</p> <p>びに発電所組織をいう。 <省略></p>		<p>該規定文書</p> <ul style="list-style-type: none"> 品質保証委員会運営基準 (既存) 未然防止処置基準 (基 礎) 根本原因分析実施基準 (既存) 施設管理基準 (既存) 原子炉内部監査要則 (既 存)
<p>第二十条 不適合 (品質管理基準規則第二十条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び第三項第二十号において同じ。) が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。</p>	<p>実用炉規則第92条第1項第20号【不適合発生時の情報の公開】</p>	<p>(品質マネジメントシステム計画) 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>3 定義 品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、次に掲げるものを除き品質管理規則に従う。</p> <p>(15) ニュウシニア：原子炉施設の事故又は故障等の情報並びに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人「原子炉安全推進協会」が運営するデータベース (原子炉施設情報公開ライブラリー) のことをいう。</p> <p><中略></p>	<ul style="list-style-type: none"> 審査基準に変更がないことから、審査基準を受けた保安規定への反映事項はない。 本庄原子炉部門の組織改正に伴い、記載を変更する。 	<p>組織改正の内容を反映する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 品質マニュアル (要則) (既存) 品質マニュアル (基 礎) (既存) 保安活動に関する関係法令等遵守活動基準 (既存) 原子炉安全文化醸成活動管理基準 (既存) 保安活動に関する文書及び記録の管理基準 (既存) 不適合管理基準 (既存) 改善措置活動管理基準 (既存) 教育訓練基準 (既存) 設計・調達管理基準 (既存) 試験・検査基準 (既存) 異常時通報連絡処置基準 (既存) 非常事態対策基準 (既存) 安全委員会運営基準 (既存) 評価改善活動管理基準 (既存) 品質保証委員会運営基準 (既存) 未然防止処置基準 (基 礎) 根本原因分析実施基準 (既存) 施設管理基準 (既存) 原子炉内部監査要則 (既 存)
	<p>1. 発電用原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。</p> <p>2. 情報の公開に関し、原子炉施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要事項が定められていること。</p>	<p>8.3 不適合の管理</p> <p>(1) 保安に関する組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、不適合の処理に係る管理 (不適合を関連する管理者に報告することを含む。) 並びにそれに関連する責任及び権限を「不適合管理基準」、「改善措置活動管理基準」及び「原子炉内部監査要則」に定める。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。 a 発見された不適合を除去するための措置を講ずる。</p>		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容		記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>b 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行う（以下「特別採用」という。）。</p> <p>c 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずる。</p> <p>d 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起り得る影響に応じて適切な措置を講ずる。</p> <p>(4) 保安に関する組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(5) 保安に関する組織は、8.3(3)aに基づき措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>(6) 原子力部門は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から不適合について「技術基準」に定める公開基準に従い、ニュースシアへ登録・公開する。</p> <p style="text-align: center;">＜省略＞</p>				

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載方針

目 次

1. 上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載方針
2. 保安規定の記載方針フォーマットの説明
3. 上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容

1. 上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載方針

設置変更許可申請書の記載内容から保安規定に記載すべき内容を整理するに当たっては、保安規定変更に係る基本方針を受け、以下の方針により記載する。

（1）保安規定変更に係る基本方針の内容（抜粋）

1. はじめに

設置（変更）許可で確認された原子炉施設の安全性が、運転段階においても継続して確保されることを担保するために必要な事項を保安規定に要求事項として規定

2. 2.1 保安規定に記載すべき事項

保安規定に法令等へ適合することを確認した内容の行為者及び行為内容を定める

（2）保安規定の記載方針

（1）項の「保安規定変更に係る基本方針」を受け、具体的には、以下の方針で記載する。

① 設置許可本文は、規制要求事項であるため、設置許可本文のうち運用に係る事項について実施手段も含めて網羅するように保安規定に記載する。

ただし、例示等に相当する部分の記載は任意とする。

② 設置許可の添付書類は、直接の規制要求ではないが、（1）項の基本方針に沿って、要求事項に適合するための行為内容の部分は保安規定に記載し、実施手段に相当する部分は必要に応じて二次文書他に記載する。

また、二次文書他に記載するものについてはその理由を明確にする。

③ 保安規定の記載にあっては、保安規定本文には保安規定審査基準にて要求されている内容に応じた記載（行為内容の骨子）とし、具体的な行為内容は、保安規定添付2及び添付3に記載する。

④ 設置許可本文、添付書類の図、表は、法令等へ適合することを確認した内容の行為者及び行為内容に係る部分を保安規定に添付する。

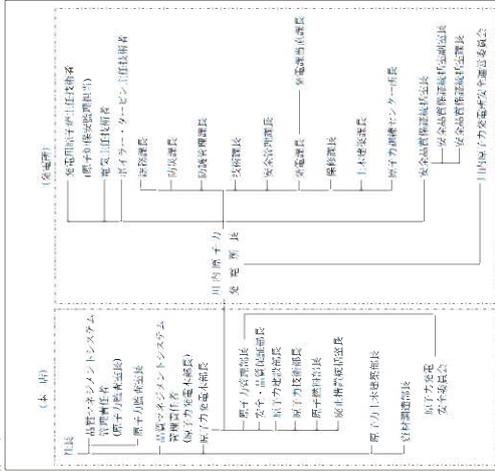
ただし、同図、表の内容が保安規定に記載されている場合は任意とする。

2. 保安規定の記載方針フォーマットの説明

項 目	説 明 内 容
設置変更許可申請書 (本文)	<ul style="list-style-type: none"> ○「黒字」により、設置変更許可申請書(本文)の内容を記載する。 ○「青字(青下線)」により、保安規定及び関連する社内規定文書(二次文書)に記載すべき内容を明確化する。 ○「緑字(緑下線)」により、関連する社内規定文書(二次文書)に記載すべき内容を明確にする。 ○「黄色マーカー」により、設置変更許可申請書において既許可から追加された箇所を明確にする。
設置変更許可申請書 (添付書類)	<ul style="list-style-type: none"> ○「黒字」により、設置変更許可申請書(添付書類)の内容を記載する。 ○「青字(青下線)」により、保安規定及び関連する社内規定文書(二次文書)に記載すべき内容を明確にする。 ○「緑字(緑下線)」により、関連する社内規定文書(二次文書)に記載すべき内容を明確にする。 ○「黄色マーカー」により、設置変更許可申請書において既許可から追加された箇所を明確にする。
保安規定に記載すべき 内容	<ul style="list-style-type: none"> ○「黒字」により、保安規定に記載すべき内容を記載する。 また、記載に当たっては、文書の体系がわかる範囲で記載する。 ○「黒字(青下線)」により、要求事項を実施する行為者を明確にする。
記載の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○保安規定に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。 ○社内規定文書(二次文書)に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。 ○保安規定及び社内規定文書(二次文書)他に記載しない場合の考え方を記載する。
関連する社内規定文書	<ul style="list-style-type: none"> ○関連する社内規定文書(二次文書)を記載する。 ○「(新規)」により、新規に制定した社内規定文書を明確にする。 ○「(既存)」により、既存の社内規定文書を改正したものを明確にする。
記載内容について	<ul style="list-style-type: none"> ○関連する社内規定文書(二次文書)の具体的な記載内容を記載する。 ○「(新規記載)」により、社内規定文書に新規に記載したことを明確にする。

3. 上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容

上流文書（設置変更許可申請書）		
(1)	—	本文
	①	5. 5 責任、権限及び情報の伝達

設置（変更）許可申請書【本文】 2020.10.21 許可	設置（変更）許可申請書【添付書類】 2020.10.21 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書
<p>十一、発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (中略)</p> <p>5.5 責任、権限及び情報伝達の伝達 5.5.1 責任及び権限 社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門間相互の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。 (省略)</p> <p>※設置変更許可申請書(本文)には、保安規定に記載される組織、職務等の具体的な記載はなく、本文十一号に各組織及び要員の責任及び権限を定めることを記載している。</p> <p>第4条、第5条以外の保安規定本文については、組織改正他に伴う変更反映のみであり、行為内容を変更するものではないため、設置許可との整合に変更が生じるものではない。</p>	<p>設置（変更）許可申請書【添付書類】 2020.10.21 許可</p> <p>【記載なし】</p> <p>※添付書類五および八並びに十一に組織の記載はあるが、当該設置変更許可の時点での記載となっているため「記載なし」としている。</p> <p>(2023年4月18日の組織改正及び玄海原子力発電所4号炉高燃焼度燃料の使用に伴う原子炉設置変更許可申請に係る審査会合を受け、た設置（変更）許可申請書添付書類十一記載方針)</p> <p>設置（変更）許可申請書添付書類十一</p> <p>3.5.2 供給者の選定 設置許可に係る設計並びにその後の工事等の活動に係る業務に必要な調達を行う場合、原子炉安全に対する影響や供給者の実績等を考慮し、業務の重要度に応じたグレードに従い、調達要求事項を明確にし、資材調達部門へ供給者の選定を依頼する。</p> <p>資材調達部門は、[3.5.1 供給者の技術的評価]で、技術的な能力があると判断した供給者の中から供給者を選定する。</p> <p>※原子燃料部門は、高燃焼度燃料調達に伴う供給者の選定を実施するため、上記既許可の実施者に原子燃料部門を追加する。</p>	<p>(保安に関する組織)</p> <p>第4条 発電所の保安に関する組織は、図4-1のとおりとする。</p>  <p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 保安に関する主な職務及び実施者は以下のとおりとする。 (中略)</p> <p>(4) 原子力管理部長は、原子力管理部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力管理部門、安全・品質保証部門、原子炉技術部門、原子炉燃料部門及び廃止措置統括部門におけるコンプライアンス活動並びに原子炉管理部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、火山影響等、その他自然災害、火山活動のモニタリング等、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。 (中略)</p> <p>(8) 原子燃料部長は、原子燃料部門が実施する供給者の選定に関する業務を統括する。また、原子燃料部門における安全文化醸成活動を統括する。 (中略)</p> <p>(11) 資材調達部長は、資材調達部門が実施する供給者の選定に関する業務を統括する。また、資材調達部門における安全文化醸成活動を統括する。 (省略)</p>	<p>本店原子力部門の組織改正に伴い、記載を変更する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置（変更）許可申請書添付書類十一における「供給者の選定」業務を原子燃料部門及び資材調達部門が実施していることを踏まえ記載を変更する。 	<p>品質マニュアル(要項)(既存)</p> <p>品質マニュアル(品質)(既存)</p> <p>保安活動に関する関係法令等遵守活動基準(既存)</p> <p>原子炉安全文化醸成活動管理基準(既存)</p> <p>保安活動に関する文書及び記録の管理基準(既存)</p> <p>保安活動に関する文書及び記録の管理基準(既存)</p> <p>記録の管理基準(既存)</p> <p>不適切管理基準(既存)</p> <p>改善措置活動管理基準(既存)</p> <p>教育訓練基準(既存)</p> <p>設計・調達管理基準(既存)</p> <p>試験・検査基準(既存)</p> <p>異常時通報連絡処置基準(既存)</p> <p>非常事態対策基準(既存)</p> <p>安全委員会運営基準(既存)</p> <p>評価改善活動管理基準(既存)</p> <p>品質保証委員会運営基準(既存)</p> <p>未然防止処置基準(基準)</p> <p>根本原因分析実施基準(基準)</p> <p>施設管理基準(既存)</p> <p>原子炉内部監査要則(既存)</p>	<p>組織改正の内容を反映する。</p>

組織整備に伴う業務の継続性等について

目 次

1. エネルギーサービス事業統括本部 企画・需給本部 原子燃料部門の原子力発電本部への統合について
 - (1) 原子燃料部門の統合の経緯
 - (2) 原子燃料部門の業務について
 - (3) 業務の継続性等

2. 原子力総括部門の廃止について
 - (1) 原子力総括部門の廃止の経緯
 - (2) 原子力総括部門業務の実施状況
 - (3) 業務の継続性等

1. エネルギーサービス事業統括本部 企画・需給本部 原子燃料部門の原子力発電本部への統合について

(1) 原子燃料部門の統合の経緯

エネルギーサービス事業統括本部（以下「ES 事業統括本部」という。）企画・需給本部 原子燃料部門（以下「原子燃料部門」という。）は、添付資料－1に示す通り原子力発電本部とは別組織で、主に原子燃料調達関係等の業務を所掌しており、保安規定第4条（保安に関する組織）の体制に入っているものの、予算計画や業務計画の権限が各本部にあるため、原子力発電事業に係る原子燃料調達関係等の業務が、本部を跨ぐ運営となっていることが課題であった。

この課題に適切に対応するために、原子燃料部門を原子力発電本部へ統合し、原子力発電本部長のガバナンスの下、社内意思決定の迅速化及び責任体制の一本化を図り、更なる連携強化を行う体制を整備する。

(2) 原子燃料部門の業務について

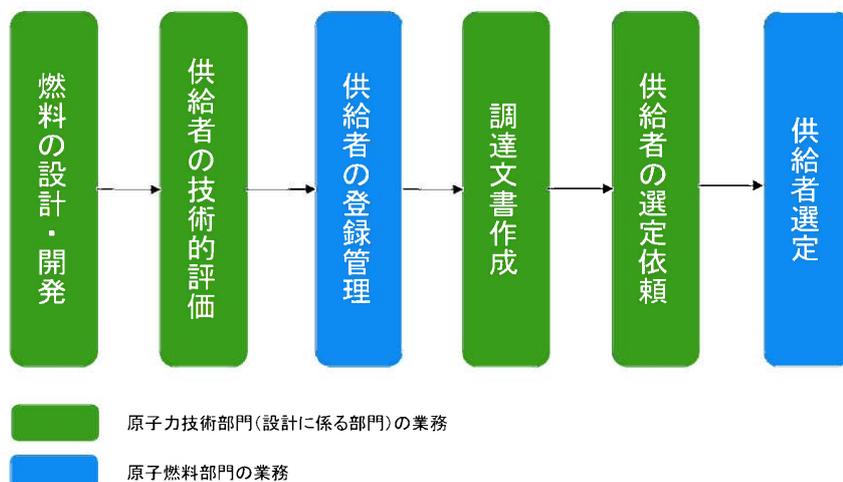
原子燃料部門は、原子燃料調達関係等の業務を実施しているが、原子燃料（燃料集合体）の調達に関しては、保安規定に基づく保安に係る組織として、下図に示すとおり設計及び技術的評価を受けて、供給者の登録管理及び選定業務を実施している。統合前は、本部間での情報共有や原子力部門からの原子燃料手配計画に基づく原子燃料調達に係る案件毎の対応調整を実施し、各本部の権限のもとで本部を跨ぐ業務運営を実施していた。

本部間の連携はあったものの、各本部の分掌事項に踏み込んだ検討や原子燃料サイクル事業を始めとする原子燃料等に係る環境変化に着実に対応するためには、更なる連携強化が課題となった。

今回の統合により、意思決定を一本化することで、より迅速な方針策定、課題検討、情報共有やリスク評価が可能となり、業務執行面での機動的な対応が可能となることにより組織の連携強化を図る。

調達に係る原子力技術部門及び原子燃料部門の保安に関する主な業務フローは下図に示すとおりであり、原子力技術部門は、燃料の設計・開発、供給者の技術的評価及び、技術的要求事項を記した調達文書の作成を行う。これを受け、契約を行う上で供給者の登録管理及び選定業務を原子燃料部門が行う。

なお、組織改正前後において、業務所掌の変更はない。



図：原子燃料（燃料集合体）調達

(3) 業務の継続性等

今回の組織改正は、原子力発電本部長のガバナンスの下、社内意思決定の迅速化及び責任体制の一本化を図り、更なる連携を強化するものであり、原子燃料部門の所掌している原子燃料調達関係等の業務を、原子燃料部長、原子燃料フロントエンドグループ、原子燃料バックエンドグループ及び原子燃料管理グループで構成される現行組織及び要員数を維持した状態で、原子力発電本部へ移管するため、統合後も問題なく対応できる。(添付資料-1参照)

なお、本店組織において原子力発電所の運営に係る技術的な業務を所掌する組織の変更はなく、原子力発電所における組織の見直しも行わないことから、原子力発電所の保安活動や品質保証体制への影響はない。

2. 原子力総括部門の廃止について

(1) 原子力総括部門の廃止の経緯

2012年7月、原子力部門の一層の透明性向上を図るため、原子力発電本部と火力発電本部を統合した「発電本部」を設置し、火力部門等からの積極的な人材受入れ、及び業務運営に他本部の視点を取り入れる等の取り組みを行うとともに、本部全体のコンプライアンス活動を推進する「発電総括部門」を設置した。

2017年4月、事業本部制導入に伴う組織改正において、「発電本部」から、火力部門と原子力部門を分離し、経営トップの強いリーダーシップのもと徹底した安全対策を迅速、かつ柔軟に実施するとともに、安全最優先の組織風土を醸成するため、社長直轄組織として「原子力発電本部」を設置し、日々の業務運営や意思決定への社長の関与を強化した。また、引き続き、火力部門等との人事交流や情報共有化を継続するとともに、本部全体のコンプライアンス活動を推進するため、「発電総括部門」を引き継ぐ形で、「原子力総括部門」を設置した。

2020年3月には、社外有識者で構成する「原子力の業務運営に係る点検・助言委員会」より、原子力に係る取組みは、委員からの提言を反映しながら改善し、他本部からの人材受入れ等により、透明性が向上している旨の報告がなされた。

このため、今後とも、他本部の多様な視点を活かし、原子力に係る取組みの透明性向上に係る活動を継続していくことを前提に「原子力総括部門」を廃止する。

(2) 原子力総括部門業務の実施状況

原子力総括部門は、原子力発電所のコンプライアンス活動を所掌する総務課と連携し、本部全体のコンプライアンス推進活動に係る計画策定、実施状況の確認及び評価、並びにコンプライアンス研修等を通じて、組織員のコンプライアンス意識の浸透を図ってきた。

原子力総括部門廃止後は、本部全体のコンプライアンス関連業務については、原子力管理部門に引き継ぐ。

(3) 業務の継続性等

原子力総括部門の要員(3名のうち2名)を原子力管理部門へ配置する予定であり、要員は1名減となるものの、コンプライアンス関連業務については、これまで2名で対応してきたこと、また、同業務は過去に原子力管理部門が所掌していたことから、原子力総括部門が廃止されても円滑に対応できる。

更に、社長を委員長とする、社外有識者などで構成されるコンプライアンス委員会のもと、これまでどおり各部門の良好事例の共有などを継続し、原子力部門を含む全社の取組みとして、引き続きコンプライアンス活動を推進していく。

なお、本店組織において原子力発電所の運営に係る技術的な業務を所掌する組織の変更はなく、原子力発電所における組織の見直しも行わないことから、原子力発電所の保安活動や品質保証体制への影響はない。

【組織(職位)図 新旧比較表】

